

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（島しょ地域介護人材確保対策事業） 補助金実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（島しょ地域介護人材確保対策事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 離島地域等における島外からの介護人材の確保や現任職員の人材育成を支援することにより、介護サービス事業の安定を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護を受けることができる状況の確保を図る。

（事業概要）

第3条 沖縄県内の介護保険法に基づく介護サービス事業所等（基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む）を運営する法人等（以下「法人等」という。）が介護人材の確保や人材育成に要する経費の一部を補助する。

1 介護専門職受入支援

（1）補助内容等

別に定める期間内に、介護サービス事業所等の所在する離島・過疎地域以外から次の介護専門職が新たに採用され、かつ、当該職員が3ヶ月以上就労した場合に、転居に伴い要した費用を補助する。

【対象職種】

- ①介護福祉士、②介護支援専門員、③看護師、④准看護師、
- ⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦言語聴覚士、
- ⑧介護職員初任者研修修了者（採用後に研修を修了した者も含む）

（2）補助対象者

- ①別表1の離島及び過疎地域の法人等
- ②沖縄本島内（過疎地域を除く）法人等

※県外から介護専門職、または県内離島から新規学卒者を採用する場合

（3）補助対象経費

別表2の第4欄に掲げる転居に伴い要した経費を補助する。

2 介護専門職採用活動支援

（1）補助内容等

- ①別に定める期間内に、事業所等の所在する島外または過疎地域外で開催される企業説明会等に参加する場合に旅費を補助する。

②別に定める期間内に、事業所等が採用活動の一環として実施する「事前視察」及び職場体験（インターン）に、採用予定者が参加する場合に要した旅費を補助する。

(2) 補助対象者

①別表1の離島及び過疎地域の法人等

②沖縄本島内（過疎地域を除く）法人等

※県外の介護専門職、離島の新規学卒者を採用するための活動

(3) 補助対象経費

別表2の第4欄に掲げる経費を補助する。

3 介護職員初任者研修等開催支援

(1) 補助内容等

別に定める期間内に、離島において、介護人材の確保及び育成に資するために次の研修を実施する場合に開催経費を補助する。

【対象研修】

①介護職員初任者研修

②介護福祉士実務者研修

(2) 補助対象者

①別表1の離島の法人等

②別表1の離島を有する自治体

(3) 補助対象経費

別表2の第4欄に掲げる経費を補助する。

4 介護支援専門員等研修受講支援

(1) 補助内容等

別に定める期間内に、介護支援専門員及び訪問介護事業所従事者の確保及び資質の向上に資する次の研修に参加する場合の旅費を補助する。

【対象研修】

①介護支援専門員法定研修

②介護支援専門員実務研修

③訪問介護サービス事業所従事者の資質向上に資する研修

(2) 補助対象者

別表1の離島及び過疎地域の法人等

(3) 補助対象経費

別表2の第4欄に掲げる経費を補助するものとする。

(補助対象外費用)

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 既に実施している事業に要する費用

(2) 他の国庫補負担（補助）制度又は県負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業（離職した介護人材の再就職準備金を借入れて、転居費用や賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料に充てた場合を含む）に要する経費

(3) その他島しょ地域介護人材確保対策事業として適当と認められない経費

(補助額の算出方法)

第5条 この補助金の補助額は、別表2の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額に第3欄の補助率を乗じた額とする。ただし、上限額を定めている場合は、実支出額と比較して低い額とする。なお、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに、様式1に定める交付申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- 1 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号）又は暴力団員（同法第2条第6号）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- 5 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 6 補助事業を行う者が1から5までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(補助金の交付決定)

第8条 補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、様式2に定める変更（廃止）申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式3に定める実績報告書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 沖縄県知事は、第10条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、様式5に定める補助金交付請求書を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(立入検査)

第13条 沖縄県は、予算の執行の適正を期するために、補助事業者に対して、必要な報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿及び証拠書類を検査させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第14条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式4により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1

(離島地域)

圏域	市町村名	島名
北部	伊平屋村	伊平屋島 野甫島
	伊是名村	伊是名島
	伊江村	伊江島
	本部町	水納島
中南部	うるま市	津堅島
	南城市	久高島
	粟国村	粟国島
	渡名喜村	渡名喜島
	座間味村	座間味島 阿嘉島 慶留間島
	渡嘉敷村	渡嘉敷島
	久米島町	久米島 奥武島
	北大東村	北大東島
	南大東村	南大東島

圏域	市町村名	島名
宮古	宮古島市	宮古島 池間島 大神島 来間島 伊良部島 下地島
	多良間村	多良間島 水納島
八重山	石垣市	石垣島
	竹富町	竹富島 西表島 鳩間島 由布島 小浜島 黒島 新城島(上地) 新城島(下地) 波照間島 嘉弥真島
	与那国町	与那国島

(沖縄本島内過疎地域)

市町村名	国頭村、大宜味村、東村、本部町
------	-----------------

別表2

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 対象経費
島しょ地域介護人材確保 対策事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①介護専門職受入支援 定額補助 (ただし、無期雇用契約の場合は一人あたり200,000円、有期雇用契約の場合は一人あたり100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料
		②介護専門職採用活動支援 1事業所あたり2/3以内(ただし、100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費(航空運賃、船賃、宿泊代に限る)
		③介護職員初任者研修等開催支援 定額補助(ただし、500,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料(交通に係る分は除く)、委託料
		④介護支援専門員等研修受講支援 1人あたり、2/3以内(ただし、100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費(航空運賃、船賃、宿泊代に限る)

《具体例》

①介護専門職受入支援	対象	転居を伴い法人が負担した経費：赴任旅費、運搬費(引越、車両運搬等)、住宅の賃借に係る初期費用(敷金・礼金、保険料)
	対象外	ガソリン代、家賃、物品購入、事業所からの手当
②介護専門職採用活動支援	対象	旅費(航空運賃、船賃、宿泊代) ※宿泊は参加する催しの前日から最終日当日まで認め、一泊9,800円までを対象経費とする。
	対象外	交通費(電車、バス、タクシー等)、出展料等
③介護職員初任者研修等開催支援	対象	①報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(切手、郵送料、運搬費)、委託料等 ※地域で実施する場合は会場使用料も認める。
	対象外	食糧費(弁当、会食代、お菓子、飲料水等)、ガソリン代、使用料(レンタカー、タクシー)
④介護支援専門員等研修受講支援	対象	旅費(航空運賃、船賃、宿泊代) ※宿泊は研修日程の前日から最終日当日まで認め、一泊9,800円までを対象経費とする。
	対象外	交通費(バス、タクシー、モノレール等)、研修受講料、テキスト代等